

京都市告示第104号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和3年4月30日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 あすへのとびら	児童発達支援, 放課後等デイ サービス	手と手つないで 2650300144	京都市下京区仏光寺 東町125	令和3年 4月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)